

横浜市立大岡小学校防災計画

安全・管理部

(1) 防災全体計画

① 学校防災委員会の組織・任務

ア 方針

- ・ 風・水・火災・地震等の災害を未然に防止し、災害発生および大規模地震
- ・ 警戒宣言発令の際は、適切な判断と処理により被害を最小限に止めるよう万全を期す。
- ・ 災害に対し、児童の生命の安全を確保することに全力を注ぐと同時に、校舎・備品・書類等の保全について十分留意する。

イ 任務

○ 本部

災害に対する総指揮をとる（本部には、本部所在を示す標識の旗を設置する。）

○ 総務

各係の任務を総括する。

○ 通信連絡係

- ・ 各教室・運動場へ通報する。（火災発生場所・避難口・通路・避難場所の指示）
- ・ 避難通路の通報は、経路の指示を受けて行う。
- ・ 警報の伝達は、放送・携帯メガホン・サイレン等による。

○ 警戒誘導係

- ・ 校舎の出入口を開ける。また担当学年を誘導し、安全迅速に避難場所に導く。
- ・ 消防部隊へ、消火栓の指示、盗難予防、消防警戒区域設定補助
- ・ 避難係長（副校長）は、係員を統率して、全児童を迅速安全に校外に出し、適切な場所に避難させる。
- ・ 学級担任は警報を聞いたら全児童を静粛にさせ、放送、メガホンによる伝達を確認する。
- ・ 放送の指示により、避難通路を確認する。
- ・ 原則として物を持たずに避難するが、状況により学習用具を持ち、学級担任が引率して避難場所へ誘導する。
- ・ 避難する時は、ストーブを消火し電源を断ち、教室・廊下の窓を閉めた後、静粛かつ迅速に避難する。
- ・ 誘導者は児童名簿を必ず携行し、先頭にたって、常に適確に児童を掌握する。
- ・ 発火場所に近い教室は、他の教室に優先して避難する。
- ・ 避難場所に到着後は、直ちに人員を点検、異常の有無を係長（副校長）に報告する。
- ・ 係長（副校長）は全児童の異常の有無を本部（校長）へ報告し、以後の指示を待つ。
- ・ 保護者が児童を引き取りに来た時は、担任の判断で勝手に引き渡さず本部の許可を得た後、引き取りカードに記入してから引き渡す。
- ・ 各担当者は、受け持ち児童を避難場所に引率し、人員を点検確認後児童名簿とともに児童を学年主任に預け、各担当の配置場所について活動を開始する。

○ 消火・安全点検係

- ・ 初期防火につとめ、火災の拡大防止に当たる。（あくまでも初期防火で、決して無理をしない）
- ・ 消火栓・消火器の位置など使用法を熟知する。
- ・ 地震等で校庭に避難した後、校舎内の安全確認を行う。

○ 搬出係

- ・ 重要書類を安全な場所へ搬出する。
- ・ 搬出した書類が破損・紛失することがないように管理の万全を期し、警戒者を必ず1名以上置く。
- ・ 搬出すべき重要書類 児童資料(職員室後ろの戸棚)、児童名簿一覧(教務)

※ 勤務記録カード・給与関係書類・PTA書類・給食関係書類

災害時持ち物リスト

- 本部旗(校長室前ロッカー上) 教務主任
- ハンドマイク(校長室前ロッカー内)副校長
- 救急用具・サラシ・シート(保健室内廊下側の棚) 養護教諭
- ペットボトルの水、毛布(保健室)セット
- トランシーバー
- 勤務記録カード(耐火書庫) 副校長・事務職
- 児童名簿関係(職員室) 副校長・事務職
- 73キー
- ・ その他重要書類(職員室後ろの戸棚・校長室の戸棚)

○ 救護係

- ・ 負傷者の応急処置をする。重傷者は校医または付近の医院へ搬送する。
- ・ 赤十字の標識を掲げて、その位置を明らかにする。

○ 庶務

- ・ 日頃の安全点検をする。

○ 保護者連絡係

ウ 防災対策組織

○ 防災対策組織表

- ①本部(学校長) — 近藤
- ②総務(副校長) — 右橋
- ③通信連絡係(事務・級外) —
- ④警戒・誘導係 1年 — 2年 —
3年 — 4年 —
5年 — 6年 —
国際教室 —
個別支援学級 —
1階 —
- ⑤安全点検係(消火器、ホース) 1階 —
2階 —
3階 —
- ⑥搬出係(事務・級外) —
- ⑦救護係(保健) —
- ⑧保護者連絡係(事務・級外) —
- ⑨点検(災害直後の安全点検) 消火施設(教務2名) —
電気関係(視聴覚1名) —
薬品関係(理科1名) —

○ 休み時間中の避難係分担

<p>3階 3階フリー () 6-3・南屋上・トイレ・更衣室 6-2・白階段 6-1・6-1前スペース 5-1 5-2 5-3・5-2室スペース 4-1・中央階段(スロープ) 4-2・トイレ 4-3・廊下 3-1・3-1横屋上 3-2・廊下 3-3 国際教室・教具室</p>	<p>2階 2階フリー () 会議室・放送室・東トイレ 1-1・学習情報センター 1-2・1-2前スペース 1-3・2-1前スペース 2-1・ステージ広場 2-2・2-3 2-3前トイレ・音楽室・理科室</p>
<p>外回り 中庭・南庭 運動場(昇降口)</p>	<p>1階 廊下・キッズ前スペース 保健室・保健相談室・東トイレ 給食ホール 個別学習教室 図工室・家庭科室・体育館・図書室</p>

※その他職員室にいる職員は本部より役割分担の指示を受ける。

エ 注意事項

- ・ 便所・保健室等、教室以外の場所にいる児童の避難に留意する。
- ・ 身体不自由児については、常時把握しておく。
- ・ 教室・特別教室・図書館等使用担当者は各室にある避難図により、避難基本通路を熟知しておく。

オ 避難順序

- ・ 火元に近い教室を一番先にし、また一階から階上と順次避難する。
- ・ 火災発生場所、風向の状況により避難口、避難方向は臨機に判断し、また避難係、通信係の指示に従う。

② 災害対策

ア 地震発生時の対策

○ 学校での指導の重点

(校舎内にいる場合)

- ・ 地震発生時は、机の下にもぐり、ヘルメットで頭部を保護する。
- ・ 第一震後、ヘルメットで頭部を保護し、第二次避難に備える。
- ・ さわがない。
- ・ 便所・廊下などにいる時地震が起ったら、一番近い教室に入って机の下にしゃがむ。
- ・ 非常時はもちろん平素でも担任教師以外の先生、調理員、用務員の指示に従うことができるようにする。

(校舎外にいる場合)

- ・ 校舎やブロック塀から離れてしゃがむ。第一震後、教師・用務員・調理員の指示を受けて行動する。

○ 登下校中における指導

- ・ 落下物・塀など倒れないところ、自動車に注意して安全と思われるところで身を低くし、持ち物で頭をおおう。(第一震を見送る)
- ・ 第一震が終わってから、学校に近い位置にいたら学校へ、家に近い時は家へ戻る。

○ 学校の避難体制

- ・ 第一震後すみやかに地域の実情（特に火災）を見て避難行動にうつる。
- ・ 校内の児童は学校長の指揮のもとに行動する。
- ・ 外部との連絡は（保護者関係）P T A役員・校外指導委員を通じて行う。
- ・ 地域の情報をつかみ、安全が確認されるまでは、児童の下校は行わない。下校する時は、「全校一斉メール配信」で連絡する。
- ・ 大規模地震発生時は、保護者が迎えに来るまで児童を学校で保護する。
- ・ 津波発生時の避難場所について
- ・ 津波発生時の避難場所は以下の2箇所になる。
学校の3階 場合によっては屋上（校内）
（校外としてみつが丘地区を想定しておくが、浸水予想を鑑み、校内に留まるほうが安全であると考えて計画を立てる。）
- ・ 地震発生時の避難方法および一次・二次避難場所
避難は、直接速やかに避難場所に避難する。点呼は、安全な場所に避難してから行う。
一次避難は身近な場所で身を隠せる場所・二次避難場所は大岡小学校校庭とする。

イ 大規模地震警戒宣言発令時の対策

○ 児童の保護対策

- ・ 児童が在校中の対策
保護者に引き渡すまで学校で保護する。
- ・ 学校行事実施中の対策
- ・ 宿泊体験学習中の場合（4・5・6年）
横浜の状況を速やかに収集して、安全確保の上、帰途につくようにする。
- ・ 遠足の場合
警戒宣言発令と同時に、速やかに帰校する。
- ・ 児童が登下校中の対策
職員は通学路に出向き、速やかに帰宅させる。

○ 学校（教職員等）の対策措置

- ・ 動員事前命令および自動参集
*動員対象教職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行する。
*勤務時間外においては、大規模地震（**市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき**）または、東海地震の警戒宣言が発令（予知情報）されたときは、動員命令を待つまでもなく、自発的に動員先に、バイク、自転車等、できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに全員が参集する。
*教職員の安否及び参集見込みの把握をより確実に行うため、職員安否・参集確認システムへ登録する。
- ・ 非常持出書類の安全保管
搬出係がその任に当たる。
- ・ 学校施設、設備の安全対策
安全点検係がその任に当たる。
- ・ 地域団体との連携
自治会長、スクールゾーン関係者、P T A役員、校外指導委員との連絡を密にする。

○ 事前措置について

- ・ 本校避難訓練計画に従って避難訓練を実施する。

- ・ 学校行事実施に当たって目的地の安全と付近の避難場所を確認しておく。
 - ・ 学級指導で「地震とわたしたち」を活用し指導する。
- その他
- ・ 地域住民の収容施設として学校を利用する場合、体育館・特別教室を第一避難場所とする。

ウ 火災発生時の対策

○ 学校での指導の重点

(校舎内にいる場合)

- ・ 火災発生時は、放送や担任の指示に従う。
- ・ 火元の教室は速やかに避難し、近くの教室に入り指示に従う。
- ・ 廊下・便所など教室以外にいるときは、一番近い教室に入り、一緒に行動する。
- ・ 「お・か・し・も」の約束に従い、避難経路に沿って安全に避難する。
非常時はもちろん平素でも担任教師以外の先生、調理員、用務員の指示に従うことができるようにする。

(校舎外にいる場合)

- ・ 校舎から離れてしゃがむ。教師・用務員・調理員の指示を受けて行動する。

○ 登下校中における指導

- ・ 校舎から離れてしゃがむ。昇降口にいる場合は、すぐに校庭に避難する。

○ 学校の避難体制

- ・ 火災発見(発生)の際は直ちに、119番に連絡して了解の応答を待つ。
(119番への電話連絡は、火災発見者および発見者より火災発生の連絡を受けた電話に近くにいる者、あるいは即時通報できる者がこれに当たる。確実に具体的に。)
〔例〕119番を回す……こちら119番です……の応答があってから話す。
「火事です。こちら南区大橋町の大岡小学校、給食場より出火延焼中です。」
相手がそれを確認してから受話器を置く。
- ・ 校内の児童は学校長の指揮のもとに行動する。
- ・ 避難は、直接速やかに避難場所に避難する。点呼は、安全な場所に避難してから行う。
避難場所は、大岡小学校校庭。

エ 風水害・雪害の対策

- ・ 児童が授業中に風水害にあった時は教室内に留め、水害で一階が浸水した場合は、階上教室に避難し、風水害のおさまるまで待機する。
- ・ 台風で風が強い時は教室内の窓下から遠いところによって、ガラス等の破片で負傷などしないよう留意する。
- ・ 台風接近により下校する場合は、学校長の判断により保護者が迎えに来るまで児童を学校で保護する。(メール又は電話により全家庭に連絡する)

③ その他

ア 4月の始業式・入学式に、「災害発生時における対応」を各家庭に配布する。

※「災害発生時における対応」参照

④ 学校災害対策本部の設置基準

次の場合、学校は、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行う。

- 市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき
- 東海地震「警戒宣言」が発令された場合

⑤ 学校が避難場所となった場合の対応に関すること

ア 避難住民の誘導

- ・ 参集した地域防災拠点運営委員会のメンバーや、拠点担当〔直近動員者〕として指定された市職員と協力して、避難者が体育館に避難するよう誘導する。
- ・ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、局動員体制の一員として、拠点開設・運営に従事する。その後もその2名については、住民対応・避難場所支援班として拠点運営に従事する。
- ・ 地域防災拠点等での医療救護隊による応急医療は保健室を活用する。
- ・ 校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用しないよう、地域防災拠点運営委員会に対して要請する。
- ・ 地域防災拠点運営委員会からの要請に基づき、避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

イ 放送設備の使用についての対応

- ・ 職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を解錠し、地域防災拠点運営委員会が放送設備を使用できるように対応する。
- ・ 主要な避難場所となる体育館の放送室については、より確実に利用できるよう、あらかじめ、地域防災拠点運営委員会からの要望があれば、体育館の鍵と合わせて地域で鍵の保管ができることとする。

⑥ 緊急連絡先電話番号簿

防災関係機関	電話番号	備考
南区役所総務課〔災害対策本部〕	743-8104	
南区役所保険年金課	743-8230	
南消防署	741-0119	
南警察署	742-0110	